

# 地域子ども教室推進事業と厚生労働省(放課後児童健全育成事業)との比較

## 文部科学省

### 地域子ども教室推進事業

地域の大人の協力を得て、学校の余裕教室や校庭等に、安全・安心して活動できる子どもの活動拠点(居場所)を設け、放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を推進

小学生から中学生までのすべての児童生徒が、自主的に参加する

(平成17年度)7,954カ所 うち小学校3,692カ所(46.4%)

週1回程度の実施からほぼ毎日の実施まで様々

地域の大人、退職教員、大学生、青少年・社会教育団体指導者等を子ども教室指導員として学校へ派遣し、小・中学生を対象に、放課後や週末における様々な体験活動等を実施

- 校庭でサッカーやドッジボール、縄跳び、鬼ごっこなどを楽しむ
- 教室で、図画工作や読書などに取り組む
- 体育館で柔道や剣道などの武道を体験する
- 公民館でコマ回しやメンコなど、様々な昔遊びを体験する等

地域の様々な分野の大人を指導員として配置

3カ年計画で実施(期間限定)

## 厚生労働省

### 放課後児童健全育成事業

児童福祉の観点から、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、児童厚生施設等の施設を利用して、専用の部屋を確保し、適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を図る。

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童(小学校に就学しているおおむね10歳未満(小学3年生)の児童)が、基本的には毎日必要な時間(親が家庭にいない時間帯)に利用

(平成17年度)15,184カ所 うち小学校6,853カ所(45.1%)

開設日数:原則的には土曜日、夏休みも実施  
(年間281日以上(最低200日以上))  
開設時間:概ね14時~18時(19時)までの4、5時間

児童福祉法及び児童福祉法施行令に基づき、衛生及び安全が確保された設備を備えるほか、活動に要する遊具、図書及びロッカーの専用設備を備え、以下の活動を実施

- 放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- 遊びの活動への意欲と態度の形成
- 放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡
- 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援 など

専任の指導員を配置

児童福祉法に基づき実施(期限なし)

目的

対象

実施箇所数

実施状況

事業内容

指導員

期間